

SUN ななと。

暮らしている人にとって
魅力のある地域、
離れた人も帰ってきたく
なる古里へ

本庄地区ふれあい活動
推進協議会 会長 (東本庄)
勝本 政隆 さん
Masataka Katsumoto



ラジオ・ハニーFMでもっと詳しく聴けます!【2/15 15時10分~】

「本庄は昔から人との距離が近いし、みんな優しくてね」一人倍の愛着を見せるのは、生まれも育ちも本庄地区の勝本政隆さん。民生委員・児童委員として長く地域の皆さんと密接に関わり、昨年度からはふれあい活動推進協議会の会長に。高齢者の生活支援やスポーツクラブの世話役を行いながら、米作りまでこなす。「本庄に忙しいだけだね、この地域を何とか元気にしたいって思うから」目まぐるしい日々の中でも、いつも想うのは地域のこと。

勝本さんを含め、ボランティア20人ほどで活動する「まごの手本庄」では、高齢者の外出をドアツードアで支援。長くこの活動を続けていると、利用者が亡くなってしまうこともあるという。一見悲しく思うことも、「こうして地域でサポートできる体制ができたからこそ」と振り返る。「高齢になっても買い物や趣味に出かけたきのお手伝いできたんじゃないかな」しかし、新型コロナウイルスに翻弄され、この2年は思うように活動ができなかった。「元気に活動ができたか」顔を見て、声をかけ合える。そんな当たり前が当たり前でなくなった日常に「ふれあい」の大切さを再認識。利用者から言われる「ありがたう」の言葉がやっぱり嬉しかった。



■ スポーツクラブで勝本さんからバドミントンを習う本庄小6年の皆さん

こうして子どもたちからお年寄りまで幅広い世代とふれあう毎日だからこそ、考えるのは本庄の明るい未来。暮らしている人にとって魅力のある地域、一度離れた人も帰ってきたくなる古里じゃないとね——目指す地域の姿を胸に、勝本さんは今日も走り続ける。

毎週バドミントンの日が楽しみ。コーチに会うとなんか元気になるんです。コーチはトークが面白くて、バドミントンも上手。ただそれだけじゃなくて、悪いことをした時にはちゃんと怒ってくれる一面も。小学校を卒業してもずっとここに来たいなって思っています!

未来へSDGsの種をまこう! 「こんなところにSDGs」

一人暮らしの学生に食材支援

昨年11月と今年1月、コロナ禍で経済的に困っている学生に、市とNPO法人「場とつながりの研究センター」が連携し、市内の農家や自治会、NPO法人「フードバンク関西」から提供いただいたお米・食品などを配布しました。この活動により地域内のつながりをつくっていきます。これも、次のSDGsのゴールにつながる取り組みです。



お米には、学生を想う農家の皆さんからのメッセージも!

お家でもできる取り組みなどを市HPで紹介しています▶

問い合わせ = 政策課 (559-5038 FAX 563-1366)

詐欺電話に注意を! ATMでお金は戻ってきません

実際にあった! 還付金詐欺の電話内容

〇〇市役所です。医療費の還付金が約2万円あります。関係書類を自宅に送っていますが、届いていますか? 既に受け取り期限が過ぎていますが、今ならまだ間に合うので、ATMで還付金の受け取り手続きをしてください。ATMで申請書を発行することができます。操作方法を説明しますので、最寄りのATMから電話してください...

- 【詐欺電話「最近の傾向は?」】
- 犯人は土・日曜など市役所が休みの日に、市役所などの職員をかたって電話をかけてくる。
 - 被害者が無人ATM(商業施設内の出張所など)や窓口時間外の金融機関支店内ATMに誘導される。

詐欺を見抜くポイント

- ① 市役所職員が還付金手続きでATM操作を求めるとは絶対にありません。
 - ② 1人で慌てて対応せず、知人や家族、警察などに必ず相談してください。
 - ③ 在宅中も常に留守番電話の設定や自動通話録音機などを活用しましょう!
- 問い合わせ = 三田警察署 (563-0110 FAX 562-0110)

手話にチャレンジ! 「なに? どこ?」 など手話の疑問詞を学ぼう

今月は「疑問詞」の手話です。手話は聞こえない人・聞こえにくい人とコミュニケーションを図るための第一歩。皆さんも一緒にやってみましょう!

問い合わせ = 障害福祉課 (559-5075 FAX 562-1294)



なに どこ

どっち いくつ

18歳から成年になります! 契約トラブルにご注意を!

民法が改正され、令和4年4月1日から成年年齢は20歳から18歳に引き下げられます。これまで「未成年者」とされていた高校生を含む18歳・19歳も成年として扱われ、法定代理人(親など)の同意なく自分の意志で契約できるようになります。一方で、民法が定めている「未成年者取消権(※)」は使えず、法定代理人の同意がなかったなどの理由で契約を取り消すことはできなくなります。契約は双方の合意があれば口約束でも成立しますが、一方の都合だけで勝手にやめることはできません。契約は慎重に行いましょう!

(※) 未成年者が、法定代理人(親権者または後見人)の同意を得ないで結んだ契約は、原則として取り消しができる権利

【アドバイス】

- 契約前に商品や契約先などの情報を集め、十分に検討する。
- 自分にとって本当に必要な契約なのかを考え、事前に家族などに相談する。



三田市消費生活センター (559-5059 FAX 563-8001)
相談受付 = 月曜~金曜、第2・4土曜 10時~17時
休所の場合は「消費者ホットライン」188番(いやや!)